

国際トレンド



IFAC-SMP委員会及び MIA-IFAC Regional SMPフォーラム報告 (2015年11月18日— マレーシア・クアラルンプール)

I はじめに

2015年11月16、17日にIFAC(国際会計士連盟)の中小事務所委員会(Small and Medium Practices Committee、以下「SMP委員会」という。)が開催された。また、11月18日に、MIA(マレーシア会計士協会)とIFACは、マレーシアのクアラルンプールにおいて、Regional SMP Forum(以下「SMPフォーラム」という。)を共催した。

筆者は、中川隆之 JICPA(日本公認会計士協会)常務理事及び吉田貴晴 JICPA中小事務所・租税・経営グループ副長とともにSMP委員会にオブザーバーとして出席し、SMPフォーラムにも参加した。SMP委員会は、議事概要がIFACのウェブサイトに掲載されるほかは非公開であるため、限られた要旨を本稿では報告する。また、併せて、SMPフォーラムの概要を報告する。

II SMP委員会の活動

SMP委員会はIFAC内に設けられた

組織であり、他の独立した基準設定主体が公表する基準の公開草案や論点整理について、中小事務所やそのクライアントである中小企業の観点から検討し、コメントレターなどの形で意見発信を行っている。ほかに、中小事務所が監査や保証業務等を遂行するためのガイダンスの作成や、中小事務所経営のための手引を発行するといった活動を行っている。

IFACのウェブサイトのSMPの項目では以下のように記述されている¹。

「SMEs(中小企業)及びSMPs(中小事務所)に対して適用される国際基準について、安定性、関連性及び均衡をもたらすことを担保するため、国際的な基準設定に対して定期的かつ適時にインプットを行う。

SMP委員会のインプットを基に、IFACは、公開草案起草プロジェクトから公開草案公表後の開発プロセスのすべての段階で、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)及び、例えばIFRS for SMEs(中小企業向け国際財務報告基準)を開発するIASB(国

際会計基準審議会)のようなその他の関連組織に対してコメントレターを提出する。SMP委員会の代表は、IAASB、IESBA、及び両審議会の諮問アドバイザーグループのすべての会議を傍聴する。」

近年、日本の監査基準委員会報告や倫理規程は国際的な基準設定主体の公表基準を組み込む形で取り入れられるなど、法定監査に従事する日本の中小の監査事務所にも大きな影響を及ぼしている。そこで、SMP委員会が、IAASBやIESBAに対して直接意見発信をしていることから、JICPAの中小事務所等施策調査会でも国際的な諸課題・動向を把握する観点から傍聴を申し込んだものである。

SMP委員会が集合する会議は、年3回開催され、議事は非公開である(後日、簡単な議事次第はウェブサイトで公開される)。また、SMP委員会は、地域・人種・性別のダイバーシティも考慮して委員を選出している。

今回のSMP委員会において、IFAC事務局から日本の状況についても説明してほしいという依頼があり、中川常務理事



プレゼンテーションを行う中川常務理事

と筆者は、「日本公認会計士協会の紹介」として、JICPA及び日本の会計プロフェッションを取り巻く状況（規制環境など）について説明を行った。特に、JICPAの中小事務所等施策調査会に属する監査法人が900を超える上場会社の監査を担っていることを説明したことからⁱⁱ、SMP委員会の委員より、さまざまな関心が寄せられた。例えば、不正リスク対応監査基準、品質管理基準とISQC 1との関係、JICPAが開発したツールⁱⁱⁱ、及びJICPAの中小事務所等施策調査会が実施している中小の監査事務所への支援策などについて質問があった。

III SMPフォーラムの開催目的

SMPフォーラムは大規模なものが世界各地で年1回、ほかに、小規模なものは適宜開催されているようであり、JICPAからも過去何度か参加している^{iv}。フォーラムでは、中小事務所や中小企業が抱えている課題、例えば、基準設定主体の公表する文書への対応、新たな基準を適用する上での実務上の課題についての報告、監査の実施や中小事務所運営のためのツールなどの説明やパネルディス

カッションなどを行っているようである。

IV 各スピーチ

(1) 歓迎式辞 Dato' Mohamad Faiz Azmi MIA会長

MIA会長からは、歓迎の言葉とともに開会の辞が述べられた。MIA会長は、マレーシアにおいては、中小事務所に所属する会員数や中小企業の数が多いことから、地域経済におけるその重要性についてふれていた。その中で、人材の獲得とITを含めた技術の活用が課題であるとしていた。

人材の獲得とITについては、この後の講演や座談会においても繰り返されていた。大手企業や大手会計事務所は少なくともIT技術の活用については進んでいる面もあると思われ、この点は、日本の中小事務所や中小企業の課題にはなろう。

(2) 特別講演 Olivia Kirtley IFAC会長

Kirtley会長からは、まず、開会に当たり祝辞が述べられた。

続いて、コーポレートガバナンスの動向と中小事務所への影響、監査基準や倫理規程といった財務報告に関する監査人への規制と中小事務所との関係、中小事務所と中小企業の重要性、及びSMPフォーラム開催前にシンガポールで開催されたIFAC総会で承認されたIFACの戦略（2016年～2018年）について述べられていた。

また、中小事務所の役割は非常に重要であり、実務の世界では中小事務所が多数を占めていること、中小企業は成長やイノベーションのための入り口となっており、経済社会に占める割合はとても大きいことから、両者の重要性が再度強調された。

さらに、監査業務は信頼される形で、正

しいことを行うことが重要であり、SMP委員会の基準設定への貢献を、今後も期待していると述べられた。

以上のような環境の中で、中小事務所や中小企業の直面する課題は、グローバル化への対応、ITを含めた技術への対応及びそのための人材の獲得にあるだろうと指摘した。中小事務所の伝統的な業務は、段々とコモディティ化しており、ビジネスパートナーとしての付加価値を付与するアドバイザー・サービスへの転換も視野に入れなければならない、スキルの転換も必要となるだろうと述べられた。

そして、決算書は企業の道しるべとなる存在であり、世界が変革している中でも重要で、そのような中で中小事務所にとって欠かせないことは、リーダーシップ、影響力、コミュニケーション、人材開発であると述べられた。

最後に、IFACが実施する「グローバルSMPサーベイ^v」についての協力を呼び掛けられ、盛大な拍手とともに講演は締めくくられた。

(3) セッション1：世界は変化している。あなたの事務所は将来に備えているか？

パネルディスカッションが行われ、要旨としては以下のとおりである。

まず、ビジネスの世界では、技術、人口、グローバル化という3つのメガトレンドがあり、これにより、破壊的な技術のイノベーション、グローバル市場、人材の獲得及び会計士の役割の変化などの新しいリスク要素が、中小事務所が直面するであろう大きな課題であるが、一方、このトレンドは中小事務所に大きな機会をもたらす可能性がある。

会計事務所は、将来に影響を及ぼす事象の組合せを理解し、これに備える必要がある。また、会計事務所はグローバル市場の変化にクライアントが対応でき



SMP委員会との集合写真

るような支援を手掛けなければならない。将来の会計事務所は、コンサルティングや戦略立案などのアドバイザーや事業開発サービスに事業を移していくことになるだろう。

(4) セッション2：中小事務所の課題と機会

IFACのSMP委員会が実施するSMPサーベイの報告が行われ、アジア地域の中小事務所の課題としては、コストの増大、報酬低下圧力、新規顧客の獲得ということだった。また、今後、5年に直面すると予想される課題は、規制環境の変化と競争であった。

ヨーロッパ出身のSMP委員会の委員からは、クラウドやパッケージソフトの活用により、技術の変化に対応し、効率化を図っているということが紹介された。また、大規模な会計事務所はアドバイザー業務に力を入れているが、中小事務所は中小企業に対してどう業務を提供していくかが課題であるとし、活発な質疑が行われた。

(5) セッション3：新しい形式の監査報告書

マレーシアでは、IAASBが開発した新しい監査報告書の形式^{vi}を制度に導入することが決定され、2016年12月15日終了事業年度以後適用される^{vii}。この点について、すでに同様の制度を導入済みのイギリス出身のSMP委員会の委員、MIAの監査基準審議会委員及びマレーシアの中小事務所のパートナーによるパネルディスカッションが行われた。

まず、すでに制度として導入しているイギリスの経験が伝えられた。新しい監査報告書は価値のある情報を投資家に伝えることになり、監査人を目覚めさせるものになるだろうというものだった。

パネリストからは、これはMIAにとっても重要な課題であり、人材の教育、財務諸表作成者の意識の変化も必要であるということが説明された。さらに、マレーシアの投資家に対して寄与することとして、コミュニケーションとリレーションの向上が図られること、及びコーポレートガバナンスとも関係があることなどが紹介された。また、クライアントである上場会社な

どが価値を見出せばベネフィットはコストを多く上回るだろうという主張がなされた。

(6) セッション4：貴事務所の実務の進展、レビュー、調製、合意された手続

まず、マレーシア以外のASEAN諸国では、小規模会社について法定監査の免除規定が導入されつつあるということが紹介され、そのような環境で中小事務所がどのように業務を獲得するかについてディスカッションが行われた。

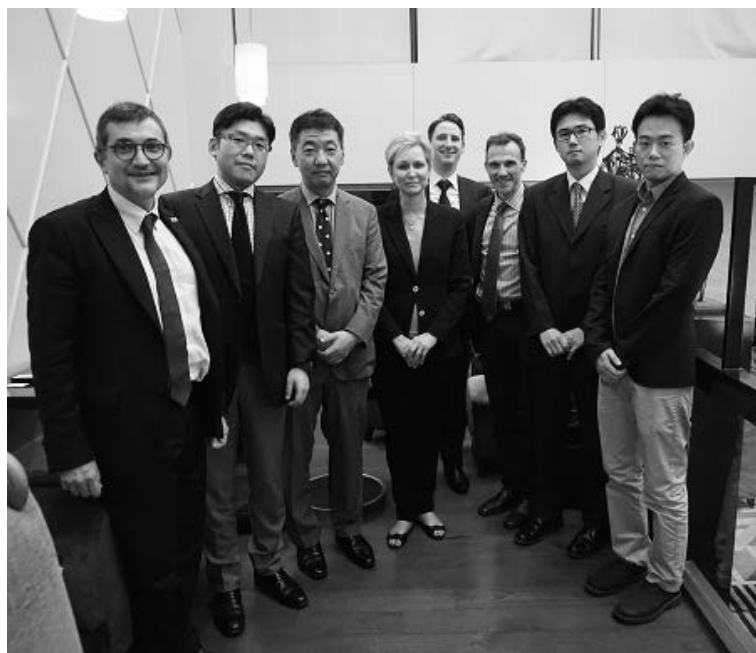
SMP委員会では、レビュー、調製及び合意された手続に関する強制力のないガイダンスを作成しており、これらの紹介が行われた後、シンガポールの会計事務所のパネリストから自国の保証業務の展開について説明がなされた。

また、監査業務ではないとしても、中小事務所が低コストで限定された保証を提供できる機会はあるし、同様に、中小企業側も一般目的財務諸表に独立した第三者の保証が付与されるという便益を享受できるといった説明もなされた。

(7) セッション5：中小事務所の風景の変化

マレーシアでは、新しい形式の監査報告書(上記(5)参照)が適用されるほか、2016年1月1日開始以後事業年度からマレーシア版の中小企業向けIFRS(MPERS)も適用される予定である。そのため、中小事務所は、これらの対応を行うために、提供業務の品質の確保や人材の獲得が課題となっている。また、IFACが公表する資料なども活用して、人材、事業、技術を統合させ、中小企業とともに成長する必要がある。

マレーシアの中小事務所が、これらに対応した戦略の立案と実行を行うためにどうすべきかについて、会場を交えて質疑が行われた。



Olivia Kirtley IFAC会長(中央)及び
Giancarlo Attolini SMP委員会議長(左端)を囲んで

IV おわりに

SMP委員会は、IAASBやIESBAが開発する基準について早々にキャッチアップし、意見発信を行っており、今後も何らかの形でJICPAからも参画することは有意義と考える。また、SMPフォーラムについていうと、今回は、Regional Forumであり、シンガポールやインドネシアからの講師や参加者も多く、さながらASEAN地域の中小事務所の研究大会という印象を受けた。

(日本公認会計士協会研究員

公認会計士 樋口尚文)

<注>

- i IFAC, Small and Medium Sized Practices, SMP Activities and Interest Areas
<http://www.ifac.org/about-ifac/small-and-medium-practices/smp-activities-and-interest-areas>

(2015年12月3日閲覧)

- ii 町田祥弘「監査規制をめぐる新たな動向と課題—監査事務所の強制的交代の問題を中心として—」会計・監査ジャーナル2015年12月号85頁によると、2015年3月末時点で、大手といわれる4つの監査法人以外が担当する会社数は1,033社である。
- iii 具体的には、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」を指す。
- iv 柳澤義一=児嶋和美=石井和敏「IFAC—SMPフォーラム報告(2007年10月30日—マルタ)」会計・監査ジャーナル2008年4月号111頁以下などを参照
- v SMPサーベイとは、IFACがウェブサ

イトで中小事務所に対して直面する課題や現状を質問し、それに対する回答を集計・分析して、フィードバックする仕組みである。なお、質問は日本語にも翻訳されている。

- vi いわゆる、Key Audit Matter(監査上の主要な事項)のことを指す。
- vii Malaysian Institute of Accountants, “ISA701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor’s Report”(6項)
<http://www.mia.org.my/handbook/guide/MASA/ISA%20701.pdf>
(2015年12月10日閲覧)